



3 計量第 15 号
令和 3 年 (2021 年) 4 月 28 日

一般社団法人 長野県食品工業協会長 様

長野県計量検定所長



特定計量器の定期検査の実施について (依頼)

平素は県の計量行政に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、計量法では、適正な計量取引の確保と消費者保護を図るため、事業者が取引や証明に使用するはかり (計量器) は、2 年に 1 回、定期検査あるいは定期検査に代わる計量士による検査 (代検査) を受けなければならないと定められており、本年度の定期検査を別添県報写しに掲げる日程により実施します。

つきましては、検査対象地域の貴会傘下会員の該当者がもれなく検査を受けられますよう、周知についてよろしくお願ひします。

(注) 定期検査は 2 年に 1 回行います。

不明な点は市役所・町村役場又は当検定所にお問い合わせください。

また特定市 (長野市・松本市・上田市・岡谷市) に所在するはかりは特定市が別途行う定期検査を受検してください。

検定・検査課

赤羽 典明 (所長) 伊東 達彦 (担当)

松本市大字島立 1020 松本合同庁舎内

TEL 0263-47-4006

FAX 0263-47-9895

電子メール keiryo@pref.nagano.lg.jp



長野県報

4月26日(月)
令和3年
(2021年)
第199号

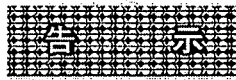
目次

告示

| | |
|----------------------------------|---|
| 保安林の指定施業要件の変更(森林づくり推進課)..... | 1 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)..... | 2 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(3件)(道路管理課)..... | 2 |
| 特定計量器の定期検査の実施(産業技術課)..... | 3 |

公告

| | |
|---|----|
| 建設業の許可の取消し(建設政策課)..... | 7 |
| 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び都市計画区域区分の変更案作成のための公聴会の開催(2件) (都市・まちづくり課)..... | 11 |
| 都市計画案の縦覧(2件)(都市・まちづくり課)..... | 14 |
| 環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書の作成及び縦覧(都市・まちづくり課)..... | 15 |
| 土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)..... | 16 |
| 土地改良事業の工事の完了の届出(農地整備課)..... | 16 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課)..... | 17 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札(交通企画課)..... | 18 |



長野県告示第257号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。

令和3年4月26日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中野市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

- 2 (1) 路線名 大島阿島線
(2) 供用を開始する区間
下伊那郡喬木村5540番の15地先から
下伊那郡喬木村5492番地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和3年4月28日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年5月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月26日

長野県松本建設事務所長 藤本 済

- 1 (1) 路線名 403号
(2) 供用を開始する区間
東筑摩郡筑北村西条字上手山2343番の61地先から
東筑摩郡筑北村乱橋字切田2443番の4地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和3年4月28日
2 (1) 路線名 兎川寺鎌田線
(2) 供用を開始する区間
松本市本庄一丁目1089番地先から
松本市中条615番の14地先まで
(3) 供用を開始する期日 令和3年4月26日

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年5月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年4月26日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗 義

- 1 路線名 白馬美麻線
2 供用を開始する区間
北安曇郡白馬村大字神城字稲葉15501番の1地先から
北安曇郡白馬村大字神城字反田12013番の1地先まで
3 供用を開始する期日 令和3年4月26日

道路管理課

長野県計量検定所告示第1号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

令和3年4月26日

長野県計量検定所長 赤羽 典 明

| 区 域 | 期 日 | | 場 所 |
|-----------------------------|----------|----------------------------------|-------------------------------------|
| | 月 日 | 時 間 | |
| 小県郡長和町のうち和田地区 | 5月27日(木) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 小県郡長和町和田2872番地 長和町役場和田支所 |
| 小県郡長和町のうち古町及び長久保地区 | 5月28日(金) | 午前10時から正午まで | 小県郡長和町古町4247番地1 長和町役場 |
| 小県郡長和町のうち大門地区 | | 午後1時30分から午後2時30分まで | 小県郡長和町大門1161番地1 大門基幹集落センター |
| 小県郡青木村 | 5月31日(月) | 午後1時から午後3時まで | 小県郡青木村大字田沢111番地 青木村保健センター |
| 東御市のうち滋野及び田中地区 | 6月2日(水) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 東御市県288番地4 東御市中央公民館 |
| 東御市のうち和及び祢津地区 | 6月3日(木) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | |
| 中野市のうち豊田地区 | 6月7日(月) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 中野市大字豊津2509番地 豊田文化センター |
| 下水内郡栄村のうち秋山地区 | 6月8日(火) | 午前9時から午前10時30分まで | 下水内郡栄村大字塚18281番地 秋山郷活性化センターとねんぼ |
| 下水内郡栄村のうち西部、東部及び水内地区 | | 午後1時から午後3時まで | 下水内郡栄村大字北信3433番地 栄村役場 |
| 下高井郡山ノ内町のうち大字平穏、佐野、戸狩及び寒沢地区 | 6月9日(水) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 下高井郡山ノ内町大字平穏4015番地1 山ノ内町文化センター |
| 下高井郡山ノ内町のうち大字夜間瀬地区 | 6月10日(木) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2511番地 よませふれあいセンター |
| 下高井郡野沢温泉村 | 6月14日(月) | 午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 下高井郡野沢温泉村大字豊郷9167番地 野沢温泉村公民館 |
| 下高井郡木島平村 | 6月15日(火) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 下高井郡木島平村大字往郷973番地1 木島平村役場 |
| 木曽郡上松町 | 6月16日(水) | 午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで | 木曽郡上松町大字上松159番4 上松町ひのきの里総合文化センター |
| 木曽郡南木曽町 | 6月17日(木) | 午前11時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで | 木曽郡南木曽町大字読書3668番1 南木曽町役場 |
| 木曽郡木祖村 | 6月21日(月) | 午前10時30分から正午まで | 木曽郡木祖村大字藪原1191番地1 木祖村役場裏車庫 |
| 木曽郡大桑村 | | 午後2時30分から午後4時30分まで | 木曽郡大桑村大字長野2939番地の1 大桑村消防団第2分団詰所 |
| 木曽郡王滝村 | 6月22日(火) | 午前10時から午前11時まで | 木曽郡王滝村2830番地の1 王滝村保健福祉センター |
| 木曽郡木曽町のうち三岳地区 | | 午後1時から午後2時30分まで | 木曽郡木曽町三岳6311番地 三岳公民館 |
| 木曽郡木曽町のうち開田高原地区 | 6月23日(水) | 午前10時45分から正午まで | 木曽郡木曽町開田高原西野623番地の1 母子健康センター |
| 木曽郡木曽町のうち日義地区 | | 午後2時から午後4時まで | 木曽郡木曽町日義1602番地 木曽町日義支所 |
| 木曽郡木曽町のうち福島地区 | 6月24日(木) | 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで | 木曽郡木曽町福島5129番地 木曽町文化交流センター |

| | | | |
|---|----------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 駒ヶ根市のうち東伊那及び中沢地区(吉瀬地区を除く) | 6月28日(月) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで | 駒ヶ根市東伊那2398番地20 東伊那公民館 |
| 駒ヶ根市のうち福岡、市場割、上赤須、吉瀬、町2の4~13、町3の飯坂、町4及び下平地区 | 6月29日(火) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで | 駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所 |
| 駒ヶ根市のうち町1、町2の1~3、町3の中央、南割、中割、北割、小町屋及び上穂町地区 | 6月30日(水) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | |
| 塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ原区に限る) | 7月6日(火) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原71番地591 桔梗ヶ原公民館 |
| 塩尻市のうち宗賀地区(桔梗ヶ原区を除く)及び檜川地区 | 7月7日(水) | 午前10時から正午まで | 塩尻市大字宗賀2658番地1 塩尻市役所宗賀支所 |
| 塩尻市のうち洗馬地区 | | 午後1時30分から午後3時まで | 塩尻市大字洗馬2550番地2 洗馬農村環境改善センター |
| 塩尻市のうち広丘及び片丘地区 | 7月8日(木) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで | 塩尻市大字広丘高出1819番地1 高出公民館 |
| 塩尻市のうち塩尻東、大門及び北小野地区 | 7月9日(金) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで | 塩尻市大門六番町5番27号 塩尻市立体育館 |
| 飯山市のうち瑞穂地区 | 7月13日(火) | 午前10時30分から正午まで | 飯山市大字瑞穂4174番地 瑞穂地区活性化センター |
| 飯山市のうち木島地区 | | 午後1時30分から午後3時まで | 飯山市大字木島1011番地 木島地区活性化センター |
| 飯山市のうち岡山地区 | 7月14日(水) | 午前11時から正午まで | 飯山市大字照岡497番地6 岡山地区活性化センター |
| 飯山市のうち太田地区 | | 午後1時30分から午後3時まで | 飯山市大字常郷405番地イ 太田地区活性化センター |
| 飯山市のうち常盤地区 | 7月15日(木) | 午前10時30分から正午まで | 飯山市大字常盤1498番地 常盤地区活性化センター |
| 飯山市のうち富倉、柳原及び外様地区 | | 午後1時30分から午後4時30分まで | 飯山市大字小佐原6832番地 柳原地区活性化センター |
| 飯山市のうち飯山及び秋津地区 | 7月16日(金) | 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 飯山市大字飯山1110番地1 飯山市役所 |
| 南佐久郡佐久穂町 | 7月19日(月) | 午前11時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで | 南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地 佐久穂町役場 |
| 佐久市のうち白田地区 | 7月20日(火) | 午前9時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 佐久市下越16番地5 佐久市あいとびあ白田 |
| 安曇野市のうち明科地区 | 7月26日(月) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで | 安曇野市明科中川手6824番地1 安曇野市役所明科支所 |
| 安曇野市のうち三郷地区 | 7月27日(火) | 午前9時30分から正午まで | 安曇野市三郷明盛4810番地1 安曇野市役所三郷支所 |
| 安曇野市のうち堀金地区 | | 午後1時30分から午後3時30分まで | 安曇野市堀金烏川2750番地1 安曇野市役所堀金支所 |
| 安曇野市のうち穂高地区 | 7月28日(水) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで | 安曇野市穂高6658番地 安曇野市役所穂高支所 |
| 安曇野市のうち豊科地区 | 7月29日(木) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで | 安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所 本庁舎 |

| | | | |
|-----------------------------|----------|----------------------------------|---|
| 南佐久郡北相木村 | 8月2日(月) | 午前11時から正午まで | 南佐久郡北相木村2744番地 北相木村中央公民館 |
| 南佐久郡南相木村 | | 午後1時30分から午後3時まで | 南佐久郡南相木村4435番地 南相木村公民館 |
| 南佐久郡川上村 | 8月3日(火) | 午後1時から午後2時30分まで | 南佐久郡川上村大字大深山536番地 川上村林業総合センター |
| 南佐久郡南牧村 | 8月4日(水) | 午後1時から午後2時30分まで | 南佐久郡南牧村大字海ノ口1138番地2 南牧村中央公民館 |
| 南佐久郡小海町 | 8月5日(木) | 午後1時から午後3時まで | 南佐久郡小海町豊里798番地 小海町総合センター |
| 東筑摩郡生坂村 | 8月23日(月) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 東筑摩郡生坂村6042番地1 生坂村活性化センター |
| 小諸市のうち中部地区 | 8月24日(火) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 小諸市甲2197番地2 すばーく小諸内 クラブハウス |
| 小諸市のうち、三岡、川 辺、大里及び西小諸地区 | 8月25日(水) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | |
| 小諸市のうち北大井及び 南大井地区 | 8月27日(金) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | |
| 上伊那郡飯島町 | 9月1日(水) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 上伊那郡飯島町2537番地 飯島町役場 |
| 上伊那郡中川村 | 9月2日(木) | 午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 上伊那郡中川村片桐3969番地 中川村農業観光交流センター |
| 飯田市のうち竜丘、川路、 龍江及び千代地区 | 9月6日(月) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 飯田市桐林505番地 飯田市竜丘公民館 |
| 飯田市のうち鼎、松尾、 上久堅及び下久堅地区 | 9月7日(火) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 飯田市鼎東鼎281番地(JAみどりの広場内) みなみ信州農業協同組合 本所玄関横 |
| 飯田市のうち橋北、橋南、 羽場、丸山及び東野地区 | 9月8日(水) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター |
| 飯田市のうち上郷及び座 光寺地区 | 9月9日(木) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 飯田市上郷飯沼3145番地1 飯田市上郷公民館 |
| 飯田市のうち伊賀良、山 本及び三穂地区 | 9月10日(金) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 飯田市大瀬木570番地1 飯田市伊賀良公民館(学習交流センター) |
| 上伊那郡辰野町 | 9月14日(火) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 上伊那郡辰野町中央1番地 辰野町役場 |
| 上伊那郡箕輪町 | 9月15日(水) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地 箕輪町役場 |
| 上伊那郡宮田村 | 9月16日(木) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 上伊那郡宮田村98番地 宮田村役場 |
| 上伊那郡南箕輪村 | 9月21日(火) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 上伊那郡南箕輪村4825番地1 南箕輪村役場 |
| 伊那市のうち高遠町及び 長谷地区 | 9月22日(水) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 伊那市高遠町西高遠350番地1 高遠町文化体育館 |
| 東筑摩郡筑北村のうち 本城及び坂北地区 | 9月27日(月) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 東筑摩郡筑北村西条4195番地 筑北村役場 |
| 東筑摩郡筑北村のうち 坂井地区 | 9月28日(火) | 午前10時から午前11時30分まで | 東筑摩郡筑北村坂井5711番地1 筑北村公民館 |
| 東筑摩郡麻績村 | | 午後1時30分から午後3時まで | 東筑摩郡麻績村麻績3837番地 麻績村役場 |

| | | | |
|--|----------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 東筑摩郡朝日村 | 9月30日(木) | 午前10時から午前11時30分まで | 東筑摩郡朝日村大字古見1555番地1 朝日村役場 |
| 東筑摩郡山形村 | | 午後1時から午後3時30分まで | 東筑摩郡山形村2030番地1 山形村役場 |
| 上高井郡小布施町 | 10月4日(月) | 午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで | 上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 北斎ホール 1階ロビー |
| 上高井郡高山村 | 10月5日(火) | 午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで | 上高井郡高山村大字高井4972番地 高山村公民館 |
| 千曲市のうち八幡、桑原、 稲荷山、森、倉科、生萱、 雨宮及び土口地区 | 10月7日(木) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで | 千曲市杭瀬下2丁目1番地 千曲市役所向い 立体駐車場1階 |
| 千曲市のうち埴生、屋代 及び粟佐地区 | 10月8日(金) | 午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで | |

産業技術課



公告

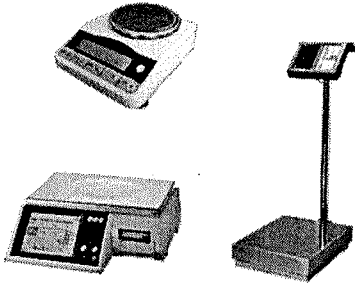


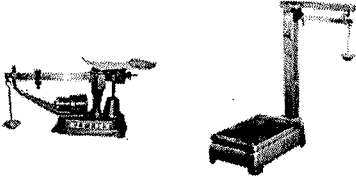


建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

令和3年4月26日

長野県知事 阿部 守一

はかりの定期検査手数料（令和3年4月1日現在）

長野県手数料徴収条例（平成12年条例第2号）、計量法に基づく事務に係る手数料徴収規則（平成12年規則第6号）

| 種類 | 外観 | 主な用途 (業種) | ひょう量等 | 1個あたりの 手数料(円) | |
|---|---|---|-----------------------|-----------------------|-------|
| 電気式はかり 検出原理 ・電気抵抗線式 ・誘電式 ・電磁式 ・光電式 ・圧電式 等 |  | 食料品 薬局 病院 学校 幼稚園 保育園 | 100kg 以下 | 1,400 | |
| | | | 100kg を超え 250kg 以下 | 1,800 | |
| | | | 250kg を超え 500kg 以下 | 2,300 | |
| 機械式はかり | 直線目盛指示 はかり | 保健所 宅配便 | | 250 | |
| | ばね式指示 はかり | 食料品 宅配便 病院 学校 幼稚園 保育園 | 100kg 以下 | 500 | |
| | | | 100kg を超え 250kg 以下 | 900 | |
| | | | 250kg を超え 500kg 以下 | 1,500 | |
| | 棒はかり | 寝具 薬草 | | 250 | |
| | 手動天びん |  | 薬局 病院 | 感量比 1/10,000 以上 | 500 |
| | | | | 感量比 1/10,000 未満 | 1,000 |
| | 等比皿手動 はかり |  | 薬局 | 100kg 以下 | 500 |
| | 手動はかり |  | 酒 米穀 製麺 製菓 | 100kg 以下 | 500 |
| | | | | 100kg を超え 250kg 以下 | 900 |
| 250kg を超え 500kg 以下 | | | | 1,500 | |
| 手動指示併用 はかり |  | 病院 薬局 | 100kg 以下 | 500 | |
| 分銅・おもり |  | | | 10 | |

注) 最小の目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、2倍の金額（分銅・おもりを除く）

定期検査実施区域マップ

